

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総 則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な県の備蓄物資等の供給の要請をすることができる。

#### (2) 人員の配置

市は、県に対し、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

#### (1) 応援協定等に基づく応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定等に基づく応援については、風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」の定めるところによる。

市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

#### (2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

#### (3) 県ドクターヘリの出動要請

県に対する県ドクターヘリの出動要請については、「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定、愛媛県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

#### (4) 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請の要求については、風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

### 3 帰宅困難者への対応

(1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 帰宅困難者が多数発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

(3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

(1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 市又は堤防、水門等の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定める。

- ア 堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る基本的事項は、風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」、地震災害対策編第3章第2節「通信連絡」及び津波災害対策編第3章第3節「通信連絡」の定めるところによる。

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

### 3 避難指示等の発令基準

(1) 地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおり。

避難指示	
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。	
本部長が必要と認めたとき。(※1)	

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

津波に対する避難指示等の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）	
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く)	津波浸水想定区域	
遠地地震に伴う 津波警報が発表 された場合	予想最高潮位※が2.7m以上 3.0m未満(TP)の場合 ( $4.61\text{m} \leq \text{CDL} < 4.91\text{m}$ )	川西地区の敷島通りより海側の区域(沿岸 の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁 目を除く)
	予想最高潮位(※2)が3.0 m以上(TP)の場合 ( $\text{CDL} \geq 4.91\text{m}$ )	高潮浸水想定区域

※2 予想最高潮位＝津波到達日の満潮位（潮汐表はCDLで表示）＋予想される津波の高さ

ア 市長は、上記の避難基準に基づいて、避難指示を発令する。

イ 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

#### 4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、愛媛県地震被害想定調査（南海トラフ巨大地震）の浸水想定のとおり。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な内容を行うものとする。

なお、具体的な地域住民等の避難行動等については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難指示の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。

なお、具体的な避難場所及び避難所の運営・安全確保については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。
- ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。
  - イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。
- (8) 避難所における救護上の留意事項
- ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
    - (ア) 収容施設への収容
    - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
    - (ウ) その他必要な措置
  - イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
    - (ア) 流通在庫の引渡し等の要請
    - (イ) 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
    - (ウ) その他必要な措置
- (9) 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

## 5 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関及び水防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - イ 津波からの避難誘導
  - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - オ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防本部が別に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

## 6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

- (1) 水道
- 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあっては、市内の管工事組合等に

応援を要請するなどし、迅速な応急対策に努める。

また、市では対応が困難な場合は、日本水道協会に応援を要請する。

## (2) 電気

ア 四国電力送配電株式会社新居浜支社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関住友共同電力株式会社は、「風水害等対策編第3章第30節4電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた措置を行う。

## (3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

## (4) 通信

西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

さらに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策を講ずる。

## (5) 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

ア 津波に対する避難が必要な地域の地域住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定める。

## 7 交通

### (1) 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、具体的な交通規制の内容については、風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによる。

### (2) 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

### (3) 鉄道

ア 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

イ 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

## 8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
  - (イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
    - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
    - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置
  - (ウ) 社会福祉施設等にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。  
また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
  - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
  - (ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築等に対する措置  
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 9 迅速な救助

- (1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制  
市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。
- (2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備  
市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成31年消防広第35号)に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- (3) 実働部隊の救助活動における連携の推進  
市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。
- (4) 消防団の充実  
市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。  
なお、具体的な迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、本編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び津波災害対策編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

## 第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合においては、後発地震の発生に備えて、災害応急対策を実施する。このための情報発表に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

### 1 南海トラフ地震臨時情報

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報に付記する情報名及び情報発表条件

南海トラフ地震臨時情報には、次の4種類がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより気象庁が臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込に伴う震源が深い地震は除く。

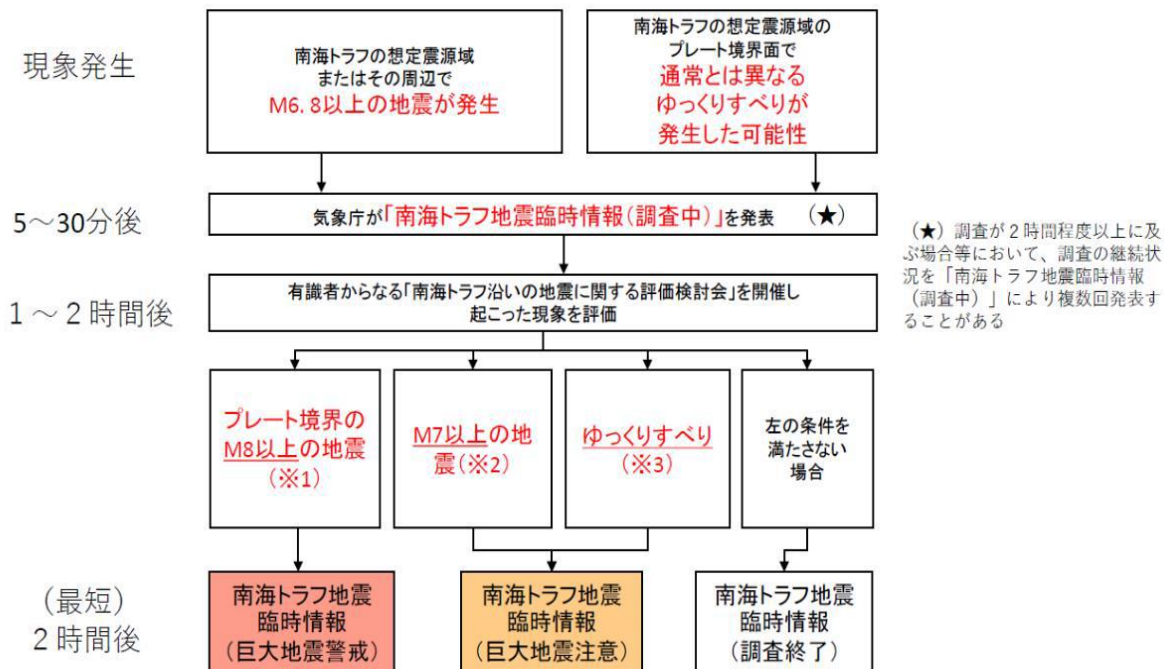
※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。





## 2 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：気象庁HP 令和元年報道発表資料「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始についてより

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、危機管理統括部長は、速やかに災害対策（警戒）本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

(2) 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに『災害対策本部』を設置し的確かつ円滑に運営する。

ア 災害対策本部体制

本編第3章第1節を準用する。

イ 情報の収集・伝達

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」及び本編第3章第3節を準用する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、原則として災害警戒本部体制により警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、必要に応じて災害警戒本部体制を継続し、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 市民等の避難行動等

(ア) 国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域<sup>\*</sup>」という。）については、後発地震に備えて1週間程度避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定する。

※ 事前避難対象地域には、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）がある。

校区	事前避難対象地域	事前避難対象自治会
高津	清水町	沢津自治会
浮島	宇高町四丁目	宇高自治会
垣生	垣生三丁目 長岩町	山端大東一自治会 山端大東二自治会
神郷	松神子三丁目 松神子四丁目	松神子自治会 江の口自治会
多喜浜	多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 阿島二丁目	多喜浜新田自治会 阿島自治会 東浜自治会

(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。

(ウ) 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せら

れた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(エ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 指定避難所の運営

(ア) 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。

(イ) 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

(6) 消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防部及び消防団(水防団)が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) 交通

ア 道路

(ア) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

(イ) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行う。

(8) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

**4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の災害応急対策**

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、災害に関する会議等の設置等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合には、災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、それが観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでは、災害警戒本部体制対応を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨の呼びかけを行う。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

**5 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)発表時の災害応急対策**

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)等の伝達等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

(以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意すること。)

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設及び「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）」に定める施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
  - (1) 市防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備  
石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。
  - (1) 市の事業
  - (2) 特定事業所の事業

## 第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項)

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、各部課等、各機関ごとに行い、その内容は次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り7日分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。